

【答申の概要】

諮問第 151 号 「特定の職員の分限処分に関する公文書の非開示決定に対する異議申立て」

件 名	特定の職員の分限処分に関する公文書の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	特定の職員に関する分限処分に関する文書（聴取り書、処分するに至った経過がわかる文書、辞令、処分理由書、出勤督促書、退職金請求書、支出票その他当該処分に係る一切の文書）
非 開 示 理 由	条例第 7 条第 2 号（個人情報）、第 6 号（事務事業情報）
実 施 機 関	静岡県知事（企画監（人事担当））
諮 問 期 日	平成 18 年 12 月 28 日
主 な 論 点	(1) 特定の職員の分限処分及び退職手当の支給を受けたという事実の有無は、職務遂行情報に当たるか。 (2) 本件の情報は、条例第 9 条（公益的裁量開示）の規定に該当するか。
審査会の結論 静岡県知事の決定は妥当である。	
審査会の判断 (1) 本件公文書の性質について 本件公文書は、特定の職員に対して分限免職処分及び退職手当の支給を行うために作成する文書であり、本件公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の職員が分限免職処分及び退職手当の支給を受けたという事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることになるものと認められる。 (2) 非開示情報該当性について 本件存否情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものに該当するが、特定の職員は公務員であるため、本件存否情報が、「職務の遂行に係る情報」に該当するか検討する。 この点につき、「職務の遂行に係る情報」とは、その文言からも明らかなように、単に職務に関する情報というだけでは足りず、職務の遂行に係る情報でなければならない。分限免職処分及び退職手当の支給を受けたという事実は、その処分及び手当の支給を受けた職員にとっては、職務に関する情報ではあるが、「職務の遂行に係る情報」には該当しない。 したがって、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号に該当する。 なお、条例第 7 条第 6 号の該当性について判断するまでもなく、本件公文書が存在しているか否かを答えるだけで、同条第 2 号の非開示情報を開示することになるから、条例第 10 条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。 (3) 公益上の理由による裁量的開示について 異議申立人は、非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を開示すべきである旨主張しているが、本件では、非開示情報を開示してまで保護すべき公益があるとは認められないので、実施機関が裁量により開示しなかったことについて、裁量権の逸脱濫用があるとまでは言えない。	